

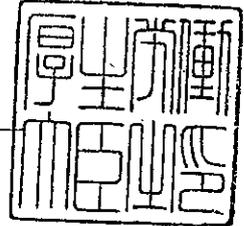
厚生労働省発食安第0318001号

平成20年3月18日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 D 各条の「寒天」のホウ酸の試験法を削除すること。



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（寒天のホウ酸試験法）

1. 経緯

寒天については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）第1食品の部 D各条の「寒天」に成分規格としてホウ素化合物の含有量（ホウ酸（ H_3BO_3 ）として1g以下/kg）が定められており、あわせてホウ酸の試験法（以下「滴定法」という。）も規定されている。

滴定法は、昭和38年に定められて以降、改正が行われていないことから、近年の分析技術の進歩を踏まえ、機器分析の導入について検討を行ったところ、実用性が高く、かつ、寒天の成分規格の適否を判断するために十分な精度を得られる試験法（以下「ICP法」という。）を開発した。

については、当該機器分析の導入にあたり、日々進歩する分析技術に迅速に対応し、適宜試験法の修正を行うことを可能とするため、滴定法を告示から削除し、ICP法とあわせて通知により示すこととしたい。

なお、今回の改正は、滴定法の告示からの削除に限定されており、当該試験法の削除が健康に及ぼす影響はなく、あくまで管理手法の適正化を図るものである。

2. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、告示の改正に係る所要の手続きを進めることとする。